

国家知識産権局「商標審査及び審理指南（意見募集稿）」
意見募集表

| 意見項目 | 修正提案 | 修正理由 |
|--------------------|---|--|
| 第二章 5. 適用 状況 | <p>「5. 適用状況」に列挙される「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」行為に、以下の行為の追加を要望する。</p> <p>『過去に使用を目的としない悪意のある商標登録出願行為であるとして拒絶された商標登録出願の商標と同一又は類似の商標について、その商標登録出願の出願日から3年以内に、区分を問わず、同一出願人により商標登録出願するもの』</p> | <p>商標法第四条に基づき認定される「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」は、多数の区分あるいは同一区分においても繰り返行われることが多く、都度、異議申立を行うとすれば異議申立件数の増加、善良な権利者の負担増が懸念される。</p> <p>よって、過去に使用を目的としない悪意のある商標登録出願として拒絶された商標と同一の出願人、同一区分又は他の区分、同一又は類似する商標が3年以内に商標登録出願された場合は、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」行為と認定していただきたい。出願人がそれに反する証拠を提示した場合について、適用を除外すれば良いと考える。</p> |
| 第二章 5. 適用 状況 | <p>「5. 適用状況」に掲げた行為における、(1)に記載の「出願数が巨大」、(2)(4)(5)(6)(7)(8)に記載の「大量」について、明確な数量の基準又は解説の追記を要望する。</p> | <p>「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」行為であることを立証しなければならない権利者が異議申立のための証拠収集を行う際に想定する必要があることから、どの程度の件数規模か、件数規模が出願人の業容や経営規模に応じてどのように考慮されるか、明確な数量の基準又は解説を追記いただきたい。</p> |
| 第二章 5. 適用 状況 | <p>第2章「5. 適用状況」の類型(3)と(9)は原則として異議と審判手続きに適用し、その他は全て登録審査、異議と審判手続きに適用することとなっているが、(3)と(9)についても審査段階から適用していただきたい。</p> | <p>(3) 同一主体の一定の知名度又は比較的強い識別性がある特定商標を繰り返して登録出願し、商標登録の秩序を乱すもの”については、複数回異議をかけられた実績があれば、審査段階から適用していただきたい。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>(9) 商標がインターネットで販売されている場合、その商標登録出願は使用を目的とするものではない（不正な利益の獲得が目的である）と判断できることから、インターネットで販売されている事実が分かれば、販売規模を問わず審査段階で適用していただきたい。</p> |
| <p>第三章 3.7.1.1 商品又は 役務の質 （等級）、 品質など の特徴に ついて公 衆に誤認 を生じさ せやすい もの</p> | <p>「3.7.1.1 商品又は役務の質（等級）、品質などの特徴について公衆に誤認を生じさせやすいもの」においては、頭文字が「国」である商標登録出願の事例のみ解説が記載されている。頭文字が「国」ではない各事例についても解説をいただきたい。</p> | <p>商標法第十条第一項（七）は、実務上重要であるにもかかわらずその判断基準が不明確であり、本項による拒絶理由に該当するか判断が難しい。</p> <p>3.7.1.1における「商品又は役務の質（等級）、品質などの特徴について公衆に誤認を生じさせやすいもの」についての判断は特に難しいことから、解説されていない各事例についても解説を追記いただきたい。</p> |
| <p>「第五章 商標の同 一、類似 の審査及 び審理」 の5.1.14</p> | <p>「ただし、意味又は全体的区別が明らかで、関連公衆に商品又は役務の出所を混同・誤認させるおそれがないものは除く。」とあるが、その具体例（特に英語）の数を増やし、かつ、それら個々の具体例について説明が欲しい。</p> | <p>自らの商標が他人の先行商標に修飾的な形容詞、副詞、名詞等を加えたものである場合、表示意味がほぼ同一又は類似しており、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは類似商標と判定されるのが原則であるところ、「例外扱い」とな</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>る事例がいくつか示されている（「STEAM TRAIN」と「STEAM」等）。上記の「例外扱い」を頼りに、他人の先行商標との区別を図るために修飾的語句を加えることは一般的であると思われるが、事例及びその説明が少ないため、実務上、審査結果の予見に困ることがある。審査・審理における基準運用の一貫性を高めるためにも説明を追記いただきたい。</p> |
|--|--|--|

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）